

2018年の中国のネット普及率は6割 ～インターネットと実体経済は深く融合へ

中国投資銀行部
中国調査室

メインピックス	2
2018年の中国のネット普及率は6割～インターネットと実体経済は深く融合へ.....	2
▶ 20年間余りの発展を振り返れば、中国のインターネット産業は健全かつ急速な発展ぶりを保ち、質の高い経済発展に牽引的な役割を果たした。1997年～2018年、中国のネット利用者は62万人から8.3億人に、ネット普及率は0.03%から59.6%に、ウェブサイト数は1,500個から523万個に増加した。インターネット、ビッグデータ、人口知能といった現代情報技術の進歩に伴い、世界はより広範囲で深層的な科学技術革命と産業変革の時代に入っており、デジタル経済が好調に発展している。	
人事労務コンサルティング情報/中智上海.....	10
中国国内に住所を有さない個人の居住期間判定基準に関するQ&A～	10
▶ 2019年3月14日、財政部と税務総局が共同で『財政部 税務総局 中国国内に住所を有さない個人の居住期間判定基準に関する公告』(財政部 税務総局 2019年第34号公告、以下『公告』)を公布しました。今回は、財政部税務局、税務総局所得税局、税務総局国際税務局による『公告』に関する解説を共有させていただきます。	
君合の中国法コラム	12
中国『外商投資法』の概要及其の発効に伴う外商投資企業への影響	12
▶ 2019年3月15日、中国全国人民代表大会において、外資による中国投資に関する基本法となる『外商投資法』が可決した。2020年1月1日から施行される『外商投資法』は、外資による中国における投資活動に大きな影響を与えることが予想される。本稿では、『外商投資法』の概要、外商投資企業への実質的な影響などについて、以下のとおり考察する。	
三菱UFJ銀行の中国調査レポート(2019年4月).....	15

メインピックス

2018年の中国のネット普及率は6割～インターネットと実体経済は深く融合へ

中国インターネット情報センター(CNNIC)はこのほど、「第43回中国インターネット発展状況統計報告」を発表した。CNNICが毎年の年始と年中に同報告を発表することが慣例となっており、これまでに42回発表し、中国のインターネット業界の発展過程を記録してきている。今回の報告では、インターネットの基礎的建設、個人と政府のインターネット応用状況、産業・技術発展およびインターネット安全などの内容が盛り込まれている。

*以下全ての図表は2018年12月時点、CNNICの公表を基に作成

I. ネット利用者の規模と構成

ネット普及率は6割、カバー範囲がさらに拡大

2018年12月時点で中国のネット利用者規模は8億2,851万人に上り、通年で5,653万人増加し、ネット普及率は前年比3.8ポイント上昇の59.6%となった(図表1)。うち携帯電話経由の利用者は前年比6,433万人増加の8億1,698万人に達し、ネット利用者全体に占める割合は2017年の97.5%から98.6%に上昇した。インターネットカバー範囲が拡大しつつあり、ネット接続が簡単になっている。2018年9月末時点、全国の行政村の光ファイバー導入比率は96%に、貧困村のブロードバンド導入比率は94%に達し、ブロードバンドの貧困村カバー比率が90%以上という目標を前倒し達成した。また、「提速降费」(通信速度の引き上げと通信料金の引き下げ)作業が実質的な進展を遂げ、より多くの住民はネットを利用できるようになった。2018年7月より、モバイルインターネットの省間ローミング料金を撤廃し、通信キャリアのモバイルネット接続料金の平均単価を55%以上引き下げた。

2018年12月時点で農村部のネット利用者は2億2,121万人で2017年末から1,291万人増加し、全体の26.7%を占めている。都市部のネット利用者は6億730万人で同4,362万人増加し、全体の73.3%を占めている。都市部と農村部のネット普及率はそれぞれ74.6%と38.4%で、2017年末より3.6ポイント、3.0ポイント上昇した。

2018年12月時点の非ネット利用者は5億6,200万人で、都市部と農村部はそれぞれ36.8%と63.2%を占める。ネットを利用しない理由として、「パソコンやネット接続の方法が分からない」、「ピンインが分からない」と答えた割合はそれぞれ54%と33.4%であり、「年齢が高すぎ・低すぎ」、「パソコンがない」、「必要がない・興味がない」と答えた割合は11.2%、10.0%、9.0%であり、ネット接続技能の不足と文化水準の制限が阻害要因と思われる。それを改善するには、①ネット接続技能の向上。22.7%の非ネット利用者は無料のネット接続研修に参加したい、②ネット利用料金や関連設備の提供。20.8%の非ネット利用者はバリアフリー設備の提供でネットを利用したい、③日常ニーズの満足。非ネット利用者のうち、家族や親戚と連絡をとる、農産品販売などによる所得増加や医療・健康情報の入手、商品を購入するためネットを利用したい割合はそれぞれ24.7%、20%と16.4%となっている。

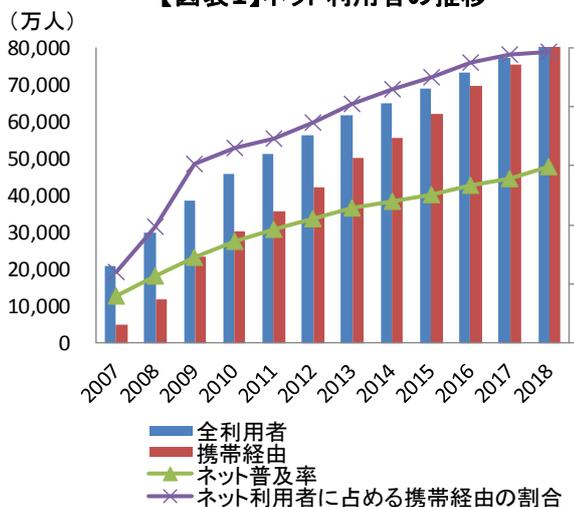
ネット利用者は若年化、20～29歳が最多

性別をみると、2018年12月時点、ネット利用者の男女比は52.7:47.3となり、2017年とほぼ同水準を保った。年齢別では、10～39歳(全体の67.8%)が主な利用世代であり、うち20～29歳が最多の26.8%、40～49歳の中年利用者と50歳以上の利用者はそれぞれ2017年の13.2%、10.5%から15.6%、12.5%に上昇した(図表2)。

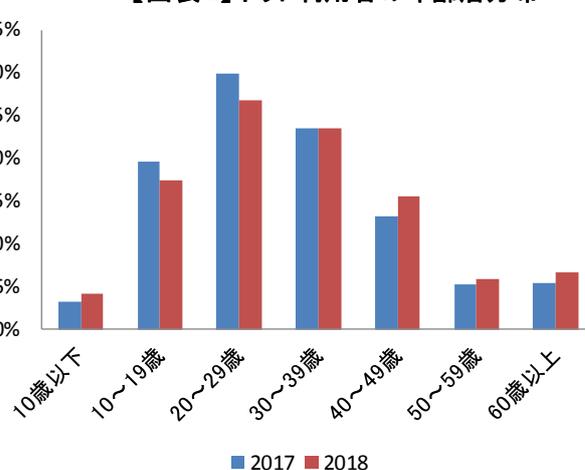
学歴別では、中学校、高等学校(中等専門学校・技術学校も含む)学歴のネット利用者の割合はそれぞれ38.7%と24.5%で最も多い。職業別では、学生の割合がトップの25.4%、個人事業主・フリーランス(20%)、

会社員(一般職員とマネジメント、計12.9%)が次いでいる。所得別では、月収2,001~5,000元が36.7%で最も多く、5,000元以上が24.1%と2017年より3.9ポイント上昇したが、1,000元以下が20.4%から15.8%に低下した。

【図表1】ネット利用者の推移



【図表2】ネット利用者の年齢層分布



Ⅱ. 個人のネットアプリの利用状況

基礎的アプリの利用者が安定的に増加、即時通信の利用者は7億9,172万人

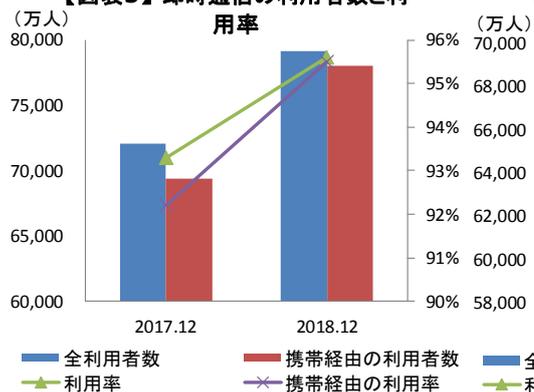
2018年11月時点、15~19歳ネット利用者の1人当たり携帯電話アプリ数は59個と最も多く、20~29歳利用者が45個と次いでいる。20歳以上利用者の携帯電話アプリ数は年齢の上昇につれて減少し、60歳以上利用者が28個となっている。

2018年12月時点の即時通信(WeChat、QQなど)の利用者は7億9,172万人と2017年末から7,149万人増加、ネット利用者全体の95.6%を占めている。携帯経由の即時通信の利用者は7億8,029万人と同8,670万人増加、携帯経由のネット利用者の95.5%を占めた(図表3)。即時通信の応用革新は、製品機能の拡大、応用シーンの拡大、コンテンツの質の向上に集中する。

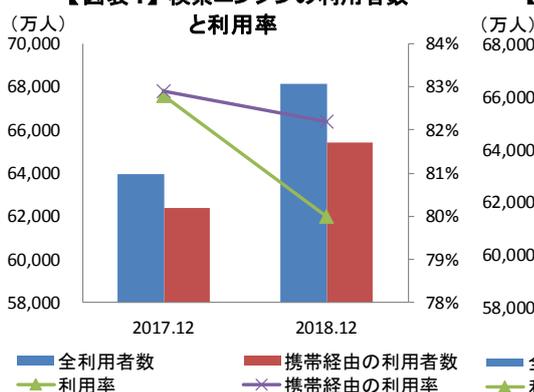
検索エンジンの利用者は6億8,132万人と2017年末から4,176万人増加、利用率(ネット利用者に占める割合)は82.2%。携帯経由の利用者は6億5,396万人と同2,998万人増加、利用率は80.0%に達した(図表4)。大手検索エンジン企業は情報フロー型のニュースや動画によって、ユーザーを惹きつけ、コマーシャル収入を増やした。

ネットニュースの利用者は6億7,473万人で利用率は81.4%となり、携帯経由のネットニュースの利用者は6億5,298万人で利用率は79.9%に達した(図表5)。2018年末時点、インターネット情報弁公室に許可されたインターネットニュース情報サービス機関が計761社となった。

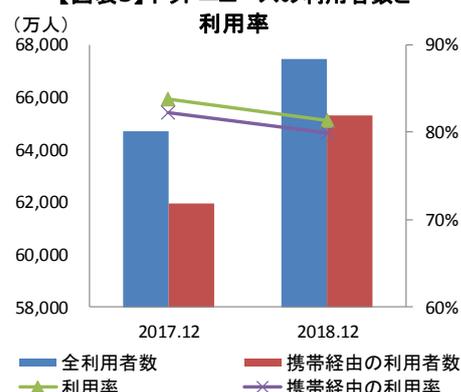
【図表3】即時通信の利用者数と利用率



【図表4】検索エンジンの利用者数と利用率



【図表5】ネットニュースの利用者数と利用率



ソーシャル関係のアプリでは WeChat のモーメンツ、QQ の QZone の利用率はそれぞれ 83.4%と 58.8%で 2017 年より 3.9 ポイント、5.6 ポイント低下したが、微博(ミニブログ)の利用率は 42.3%と同 1.4 ポイント上昇した。伝統的なメディアは各種ソーシャルプラットフォームに進出するとともに、ソーシャルプラットフォームも伝統的なメディアの情報発信をサポートし、コンテンツとチャンネルの融合を促進した。広告が依然としてソーシャルプラットフォームの主な収益源であり、2018 年、コンテンツ生産者のミニブログにおける収入は 268 億元となった。

出前サービスが高い伸びを保つ

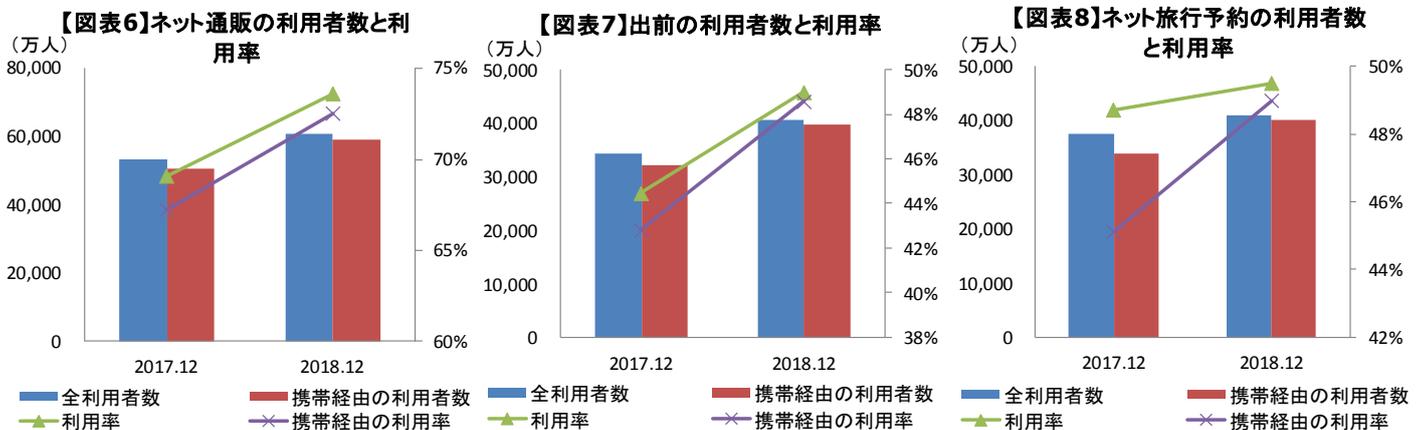
◆ ネット通販の利用者は 6 億 1,011 万人

2018 年 12 月時点のネット通販の利用者は前年比 14.4%増の 6 億 1,011 万人、利用率は 73.6%となった。このうち、携帯経由の利用者は同 17.1%増の 5 億 9,191 万人、利用率は 72.5%となった(図表 6)。2018 年 8 月、電子商取引(EC)領域における初の総合的な法律である「電子商務法」が公布され、管理の規範化とイノベーションの奨励という 2 つの面から、経営者の関連義務を明確にするとともに、オンラインとオフラインの公平な競争環境を創出した。ユーザー数の急増による高成長時代が終了した後、EC 業界は需要側の消費高度化、供給側のリソース・技術やモデルのグレードアップにより、新たな成長チャンスを迎えてきている。

出前サービスの利用者は前年比 18.2%増の 4 億 601 万人、うち携帯経由の利用者は 23.2%増の 3 億 9,708 万人で、利用率は 48.6%となった(図表 7)。「美团」と「餓了麼」の大手 2 社による競争構造が明らかになり、中小企業の出頭が一層困難になった。大手企業は出前サービスをローカル生活サービスの中心分野として、オフライン企業との協力を強化し、出前の産業化と飲食業のサービス水準を向上した。

◆ ネット旅行予約の利用者は 4 億 1,001 万人

ネット旅行予約の利用者は前年比 9.1%増の 4 億 1,001 万人、航空券、ホテル、鉄道券と観光コース予約の利用率はそれぞれ 27.5%、30.3%、42.7%と 14.5%となっている(図表 8)。観光コース予約の伸び率が 35.5%増と最も高い。



スマホ決済習慣が固まり、国際市場開拓が進む

◆ ネット理財商品の利用者は前年比 17.5%増の 1 億 5,138 万人

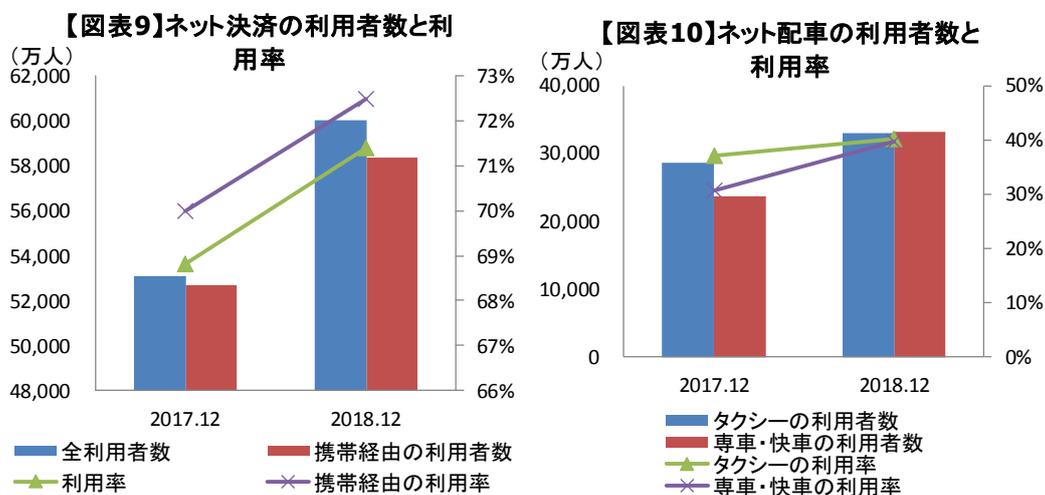
2018 年 12 月時点のネット理財商品の利用者は前年比 17.5%増の 1 億 5,138 万人で、利用率は 18.3%となった。2018 年、「金融機関資産管理業務の規範化に関する指導意見」、「マネー・マーケット・ファンド(MMF)のネット販売、買戻し関連サービスの規範化に関する指導意見」が公布され、金融機関の「剛性兑付」(確実な元利払い)、MMF の T+0 買戻し限度額の引き締め、銀行理財投資参加基準の引き下げ(5 万元以下でも可能)などを発表した。かかる中、「余额宝」に代表される MMF の発行規模と取引規模が持続的減少する一方、銀行系理財商品の規模が上昇している。

◆ ネット決済利用者は 6 億 40 万人、「雲閃付(QuickPass)」の利用者は 1 年間で 1 億人を突破

2018年末時点のネット決済利用者は前年比13.0%増の6億40万人で、利用率は68.8%から72.5%に上昇。うち携帯経由は10.7%増の5億8,339万人で、利用率は70.0%から71.4%に上昇した(図表9)。実店舗での買い物にスマホ決済を使うネット利用者の割合は前年末の65.5%から67.2%に上昇した。2018年のネット決済市場の特徴として、①銀聯や商業銀行は決済業務に注力しながら第三者決済企業と争奪戦を展開し、「雲閃付(QuickPass)」の利用者は1年間で1億人を突破、②ネット決済は公共交通、医療健康などの分野へ拡大、③QRコードの普及に続き、画像認識や顔認証を使った「無感支払」(無意識のうちに支払い完了)、生体認証を使った指紋支払が広く採用され、ネット決済がより効率的かつ便利になりつつある。

◆アリペイとウィチャットペイはそれぞれ40ヶ国・地域以上でサービスを導入

国内市場に力を入れるとともに、決済企業は越境決済や海外の現地化サービスを発展することで国際市場を開拓している。中国人旅行者向けに、海外複数の人気観光国で飲食、観光、買い物、交通、税金還付などを一括した越境決済体系を構築し、アリペイとウィチャットペイはそれぞれ40ヶ国・地域以上でサービスを導入した。海外利用者向けに、資本・技術提供を通じて、アジア9ヶ国・地域で現地化のデジタルウォレット製品を開発したほか、アフリカ地域でモバイル決済業務に着手した。



ショート動画が急成長、利用率は8割、騰訊、愛奇艺、優酷に集中

2018年12月時点のネット音楽、ネット文学、ネットゲーム、ネット動画の利用者はそれぞれ5億7,560万人、4億3,201万人、4億8,384万人、6億1,201万人で、利用率は69.5%、52.1%、58.4%、73.9%となった。ネット音楽企業の著作権協力が深まり、正式版のデジタル音楽の普及を促進した。国際レコード協会のデータによると、中国消費者の96%は正式版の音楽を利用し、世界平均水準(62%)を上回った。動画ストリーミング業界では、騰訊(Tencent)、愛奇艺(iQIYI)、優酷(Youku)の三大サイトにおけるユーザーやコンテンツが集中し、ユーザーが全体の9割、コンテンツ再生が全体の8割を占めている。

2018年、BAT(バイドゥ、テンセント、アリババ)大手3社や網易(ネットイース)、搜狐(ソウフ)は相次いでショート動画市場に参入し、市場が急拡大している。2018年12月時点のショート動画の利用者は6億4,800万人、利用率は78.2%となった。市場の成熟化に伴い、良質なコンテンツが各社のコア競争力になり、各社はコンテンツの質向上に取り組んでいる。

ネット配車の利用者は3億2,988万人、安全対策を強化

2018年末時点のネットタクシーの利用者は前年比15.1%増の3億2,988万人、ネット専車・快車の利用者は同40.9%増の3億3,282万人、利用率は30.6%から40.2%に上昇した(図表10)。2018年10月時点、ネット配車プラットフォーム100社が一部都市で経営許可を取得し、携程(シートリップ)、高德地図、美团もネット配車市場に参入した。また、一部の都市では新規または更新した車両許可証は新エネルギー自動車と規定し、「インターネット+新エネ」がネット配車市場の発展方向となっている。

2018年、事中・事後監督管理措置を確立して以降、交通運輸部は複数部委と共同でネット配車市場の特別安全検査を実施した。乗客の人身安全を保護するため、ネット配車企業は人口知能によってスマート運転安全観測、スマート乗車安全補助を実現し、ショートメッセージによる緊急通報、リアルタイムの位置共有、運転手と乗客間のブラックリストといった安全対策を試行した。

【図表11】各種インターネットアプリの利用率(2018年12月)

分野		全利用者数 (万人)	ネット利用者に占める割合	伸び率 (前年比)
		うち携帯経由	携帯経由のネット利用者に占める割合	伸び率 (前年比)
基礎的	即時通信	79,172	95.6%	9.9%
		78,029	95.5%	12.5%
	検索エンジン	68,132	82.2%	6.5%
		65,396	80.0%	4.8%
	ニュース	67,473	81.4%	4.3%
	65,286	79.9%	5.4%	
ビジネス	通販	61,011	73.6%	14.4%
		59,191	72.5%	17.1%
	出前	40,601	49.0%	18.2%
		39,708	48.6%	23.2%
	旅行予約	41,001	49.5%	9.1%
	40,032	49.0%	17.9%	
金融	理財商品	15,138	18.3%	17.5%
	銀行	41,980	50.7%	5.2%
	決済	60,040	72.5%	13.0%
		58,339	71.4%	10.7%
娯楽	音楽	57,560	69.5%	5.0%
		55,296	67.7%	8.1%
	文学	43,201	52.1%	14.4%
		41,017	50.2%	19.4%
	ゲーム	48,384	58.4%	9.6%
		45,879	56.2%	12.7%
	動画	61,201	73.9%	5.7%
	58,958	72.2%	7.5%	
公共サービス	ショート動画	64,798	78.2%	-
	ライブ中継	39,676	47.9%	-6.0%
	タクシー予約	32,988	39.8%	15.1%
	専車・快車予約	33,282	40.2%	40.9%
	教育	20,123	24.3%	29.7%
	19,416	23.8%	63.3%	

Ⅲ. インターネット産業と技術の発展状況

産業規模拡大、農村電子商取引、ネット広告が高成長維持

電子商取引はデジタル経済における最も活発的な領域であり、2013年から2017年、中国の電子商取引額は10兆4,000億元から29兆1,600億元に拡大し、年平均伸び率は29.4%となった。2018年のネット小売額は前年比23.9%増の9兆65億元、うち実物商品のネット小売額は同25.4%増の7兆198億元で、社会消費財小売総額の18.4%を占めている。2018年の電子商プラットフォームの収入は前年比13.1%増の3,667億

元となり、四半期別で第4四半期(1,147億元)が最も高かった。

2018年の農村におけるネット小売額は前年比30.4%増の1兆3,700億元、「電子商務進農村」(ECの農村への浸透)のモデル県が260県増加し、農民の就業と所得増加を促進した。越境EC小売輸入の浸透率(越境ECを通じて輸入商品を買う消費者がネット小売消費者に占める割合)は2014年の1.6%から2017年の10.2%に急増した。また、モバイル決済や配達など関連産業の成長はEC産業発展を支えている。2018年の金融機関が処理したモバイル決済業務件数は前年比61.2%増の605.3億件、金額は36.7%増の277兆4000億元。全国の配達サービス企業の業務件数は507.1億件と5年連続で世界一位を保った。

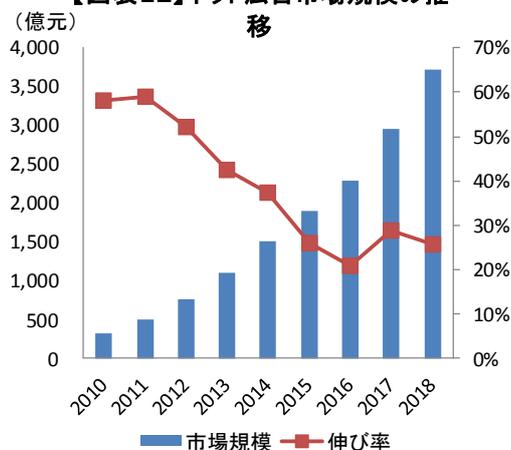
2018年のネットゲーム業務収入は前年比17.8%増の1,948億元となり、伸び率は2017年より低下した。2018年末時点のゲーム類アプリ数は138万個で、2017年末より29%増加した。2018年のネット広告市場規模は前年比25.7%増の3,717億元となった(図表12)。

企業発展

2018年12月時点で域内外における中国のネットビジネス企業の上場企業¹数は120社で前年より17.6%増加、時価総額は7兆8,900億元となった。このうち、上海・深センで上場する企業は46社で前年と横ばい、米国と香港で上場する企業はそれぞれ48社と26社で、前年より7社と11社増加した。

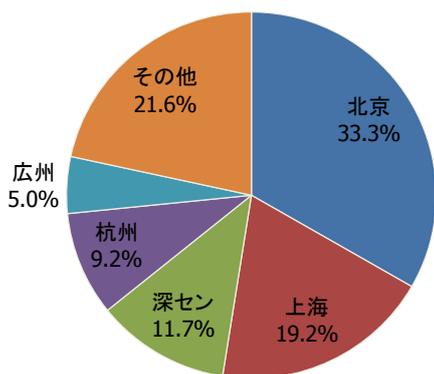
登録地からみると、北京の上場ネット企業が最多の33.3%、上海が19.2%と2位を占め、3位以下は深セン(11.7%)、杭州(9.2%)、広州(5.0%)と続いた(図表13)。業種別からみると、ゲームが最多の22.5%、文化・娯楽(18.3%)、EC(13.3%)、金融(10.8%)、ツール・ソフトウェア(9.2%)、メディア(5.8%)が次いでいる(図表14)。

【図表12】ネット広告市場規模の推移

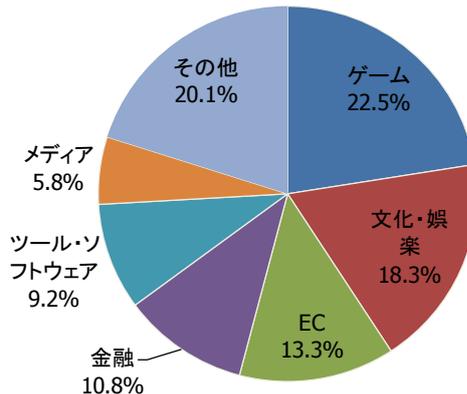


(出所) 企業決済報告などによりCNNICが推計したもの

【図表13】上場ネット企業の地域分布



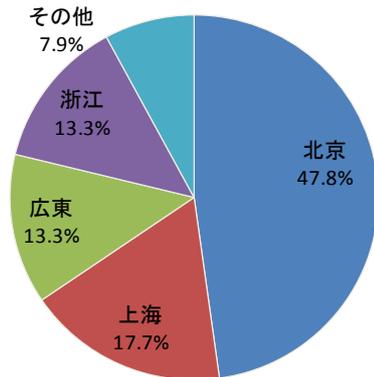
【図表14】上場ネット企業の業種分布



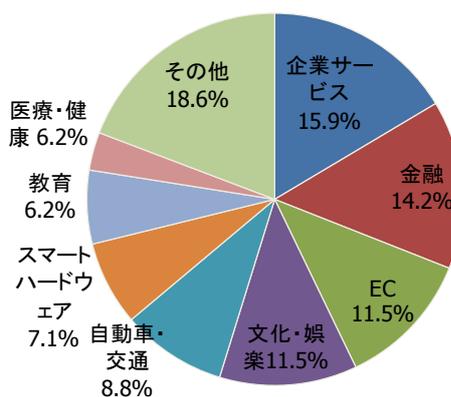
2018年12月時点で中国のネット情報関連ユニコーン企業(評価額が10億ドル以上の非上場のベンチャー企業)は113社となった。地域別にみると、北京が最多の47.8%、北京、上海、広東、浙江4地合計で全体の92.1%を占めている(図表15)。業種別からみると、企業サービス(15.9%)と金融(14.2%)が最も多く、EC(11.5%)と文化・娯楽(11.5%)、自動車・交通(8.8%)、スマートハードウェア(7.1%)、教育(6.2%)が続いた(図表16)。

¹ 米国、香港および上海・深センで上場するネット業務の営業収入が50%以上を超える上場企業を指す。ネット業務にはネット広告とネットマーケティング、個人向けネット付加価値サービス、ネットゲーム、ECなどが含まれる。

【図表15】 ネット情報関連ユニコーン企業の地域分布



【図表16】 ネット情報関連ユニコーン企業の業種分布



新技術の開発と利用

①5G 開発試験、第3段階進行中

2016～2017年、「第13次5ヶ年国家情報化計画」、「新世代人工知能発展計画」の公布により、第5世代モバイル通信システム(5G)のトップデザインがほぼ完了した。それ以降、国家発展改革委、工業情報化部は関連実施細則を公表し、5Gネットワーク構築や技術産業発展を明確にした。技術研究開発において、2016年1月より5G技術研究開発試験がスタートし、第1・2段階が既に完了、第3段階が進行中である。標準策定において、2018年3月時点、中国が提出した5G国際標準案が世界の32%、主導した標準化プロジェクトが40%を占めている。2018年6月、国内初の5G国際標準が発表され、中国企業の複数の技術案は国際核心標準規範に組み入れられた。

工業情報化部は2018年12月に三大通信キャリアに対し、5G周波数の割当を付与した。5G向けのチップ設計と研究開発が計画中であり、華為(ファーウェイ)、聯発科(メディアテック)、紫光展鋭などチップメーカーは発展ロードマップを策定した。関連メーカーは2019年から初の5Gチップのテープアウトを行い、通信キャリアも5G試験基地局の建設を開始した。

②AI 企業数は1,011社、特許申請量は世界トップ

「新世代人工知能(AI)発展計画」など国家政策指導により、各省(区・市)は関連政策を公表した。2018年11月時点、15省(区・市)はAI計画を公表、うち12省(区・市)は具体的な産業規模の発展目標を策定した。22省(区・市)は戦略新興産業計画の中でAI項目を設け、19省(区・市)はビッグデータ計画の中でAIに言及した。

2018年11月時点で中国のAI関連特許申請量は14.4万件を超え、世界の43.4%とトップを占める。2018年、寒武紀科技(カンブリコン)、華為など中国企業は相次いでAIチップを発表した。2018年6月時点で中国のAI企業数は1,011社となり、北京、上海、広東に集中し、北京が395社で世界トップを誇る。AIは医療・健康、金融、教育、安全防衛などの分野で応用され、ユーザーに個性化・的確化・スマート化のサービスを提供した。

③クラウドコンピューティング、行政事務の応用が最も成熟した分野

工業情報化部は「クラウドコンピューティング発展3年行動計画(2017-2019)」、「企業のクラウド導入推進の実施指針(2018-2020)」を公布し、クラウドコンピューティング・プラットフォームのサービスと運営強化を基礎に、重点業界のクラウド導入推進を注目点に、クラウドコンピューティングによって企業のデジタル化、ネットワーク化、スマート化への転換・グレードアップを促進する。

市場シェアをみると、阿里雲(アリババクラウド)は、アマゾンとマイクロソフトに次ぐ世界第3の共有クラウドサービス業者となった。2018年の阿里雲のクラウドコンピューティング事業の営業収入は前年比91.3%増の213.6億元、1～9月の騰訊のクラウドコンピューティング事業の営業収入は60億元、前年比伸び率は100%を超え

た。両社の営業収入伸びはいずれも同期のアマゾンの伸び(47.0%)を超えた。

中国のクラウドコンピューティングの応用はインターネットから行政事務、金融、工業といった伝統業界に拡大しつつある。行政事務はクラウドコンピューティング応用が最も成熟した分野で、全国9割の省レベル行政区と7割の市レベル行政区は行政事務のクラウド・プラットフォームを構築した。金融業界はクラウドコンピューティングの応用シーンを模索しており、中小銀行やインターネット金融機関は業務システムの移転コストが低いいため、クラウドコンピューティング応用ニーズが強い。産業用IoT、産業ビッグデータ、AIといった技術との融合により、研究開発・設計、生産製造、マーケティング、アフターサービスなど産業チェーンの各段階においてクラウドコンピューティングを導入し、スマート化の新興業態と応用モデルを形成した。

④ビッグデータ、今後5年間で平均伸び率は17.3%

「ビッグデータ発展促進の行動綱要」といった政策指導により、中国は8つの国家レベルビッグデータ総合試験区を牽引として、京津冀、長江デルタ、珠江デルタと中西部など4つの地域が協働発展する構造が形成した。貴州省、河北省、内モンゴル自治区、河南省はビッグデータ関連行動計画を公布し、ビッグデータの融合・応用を推進する。広東、貴州、上海など12省(区・市)は省レベルのビッグデータ管理機関を設立し、データの収集を促進した。

巨大なIT投入、良好な情報化基盤、完全なデータ事業チェーンなどにより、インターネット、金融と行政事務分野のビッグデータ会社の発展が速く、規模が大きく、応用水準が高い。今後5年間でビッグデータ市場の平均伸び率は17.3%と予測される。

2019年のビッグデータ技術の発展動向として、①データ科学とAIの結合の緊密化、②機械学習がビッグデータスマート分析のコア技術に、③ビッグデータ安全とプライバシー保護が研究と応用の注目点に、④データ科学が複数学科の融合を促進、⑤ナレッジグラフに基づいたビッグデータ応用が注目分野に、⑥AI、ビッグデータ、クラウドコンピューティングの融合と一体化、⑦ブロックチェーン技術に基づいたビッグデータ応用の多様化、などが挙げられる。

20年間余りの発展を振り返れば、中国のインターネット産業は健全かつ急速な発展ぶりを保ち、質の高い経済発展に牽引的な役割を果たした。1997年～2018年、中国のネット利用者は62万人から8.3億人に、ネット普及率は0.03%から59.6%に、ウェブサイト数は1,500個から523万個に増加した。インターネット、ビッグデータ、人口知能といった現代情報技術の進歩に伴い、世界はより広範囲で深層的な科学技術革命と産業変革の時代に入っており、デジタル経済が好調に発展している。

中国のデジタル経済水準は米国に次ぐ世界2位となり、デジタル技術は実体経済の転換、消費潜在力の喚起、雇用創出、対外開放の拡大などにおいて重要な役割を果たしている。今の中国は「人口大国・製造大国・輸出大国」から、「デジタル経済大国・消費大国・イノベーション大国」にもなりつつある。インターネット業界の発展動向を引き続き注視しながら、技術やビジネスモデルにおける新たなイノベーションと変革を期待する。

MUFG バンク(中国) 中国投資銀行部
中国調査室 孫元捷

人事労務コンサルティング情報 / 中智上海

中国国内に住所を有さない個人の居住期間判定基準に関する Q&A～

2019年3月14日、財政部と税務総局が共同で『財政部 税務総局 中国国内に住所を有さない個人の居住期間判定基準に関する公告』(財政部 税務総局 2019年第34号公告、以下『公告』)を公布しました。今回は、財政部税務局、税務総局所得税局、税務総局国際税務局による『公告』に関する解説を共有させていただきます。

I. 外国人の郊外所得免税優遇の条件にどのような変更がありましたか？

新個人所得税法では、個人居住者の国内居住期間の判断基準を満一年から満183日に調整し、外資の誘致と外国人の就労を奨励し、対外交流を促進するため、新個人所得税法の施行規則において、国外で支給された国外所得の課税免除に関する元の条例を留保しつつ、さらに免税条件を緩和しました。主な内容は下記の3点です。

- 免税条件に関する居住納税者の要件が五年未満から、連続六年未満に緩和されました。
- 任意の年度において、一度で連続30日を超える出国があれば、連続居住年数が再計算されます。
- 管理方法を主管税務機関の許可(批准)から申告(備案)に変更し、手続きが簡素化され納税者にとって便利になりました。

その結果、中国国内で働く外国人(香港、マカオ、台湾住民を含む)の国外所得の免税条件が以前よりも緩和されました。

II. 外国人(香港、マカオ、台湾住民を含む)の国内居住日数はどのように計算しますか？

中国国内での滞在が24時間ある場合、居住日数に算入します。24時間に満たない場合は、居住日数に算入しません。

例を挙げると、香港住民のB氏が深センで働いている場合、毎週月曜日の朝に深センへ出勤し、金曜日の夜に香港へ戻るとします。月曜日と金曜日の滞在は24時間に満たないため、国内滞在日数には算入されず、加えて土曜日と日曜日も算入されません。この様に、毎週の参入日数は3日間だけであり、年間52週で計算すると、B氏の年間居住日数は156日となり183日未満であるため居住者とはならず、B氏が得た全ての国外所得に対し個人所得税を免除することができます。

III. 外国人(香港、マカオ、台湾住民を含む)の連続国内居住“満六年”は、いつから起算しますか？

国内居住が累計満183日の年度が連続“満六年”となる起算点は、2019年以降の年度から計算され、2018年以前に居住していた年度は一律に“終止”し再計算されます。従って2024年以前の期間は、中国で住所を有さない全ての個人の国内居住年数が連続六年未満となるため、国外で得た所得について、個人所得税の免税優遇を享受することができます。最初に“満六年”となる状況は2025年に生じます。そのほか、2019年以降に任意の年度において、一度で連続30日を超える出国があれば、これまでの年数は一律に“終止”し再計算されます。

例えば、日本人のA氏が、2013年に上海へ赴任し、2026年8月30日に日本へ帰任するとします。この期間中、2025年2月1日から3月15日まで業務のため日本へ一時帰国したほか、その他の期間は上海に滞在していました。この場合、2025年はA氏の国内居住期間が満183日となるので、2019年から起算する場合、A氏の国内居住が累計183日となる年数が連続満六年(2019年から2024年)となるため、この期間に一度に

連続30日を超える出国がない限り、2025年にA氏が中国国内と国外で得た所得に対して個人所得税が課税されることになります。

❖ 全国の政策速達

上海《最低賃金基準の調整》

2019年4月1日から、最低賃金基準を調整する。月額最低賃金を2420元から2480元に調整し60元引き上げ、最低時給を21元から22元に調整する。

《女性の就業を促進するため採用行為の更なる規範化に関する通知》

『通知』では、各種雇用単位及び人的資源サービス機構に対し、採用計画の策定、採用情報の公表、及び採用過程において、性別の限定(国家が規定する女性の就業を禁じる労働範囲等を除く)または性別の優先を行わないことを要求している。性別を理由に女性の就業を制限したり、採用を拒否したり、結婚出産の状況を尋ねたりしてはならず、入社時の健康診断において妊娠検査項目を加えたり、出産の制限を採用条件としてではなく、女性の採用基準を厳しくして差別してはならない。

杭州《現在及び将来の雇用促進に関する実施意見》

『意見』では、雇用の安定に対する支援を強化するため、社会保険に加入する企業に対し社会保険料の還付政策を実施する必要があることを明確にした。人員整理をしない企業又は少ない企業に対し、前年度に納付した失業保険料の50%を還付される可能性がある。2019年1月1日から12月31日まで、一時的に生産経営が困難に陥りかつ業績回復が有望で、人員整理をせず又は人員整理が少数の企業に対し、企業及び従業員が納付した6か月分の社会保険料のうち50%を還付する。

当資料は情報提供のみを目的として、中智上海によって作成されたものであり、当行はその正確性を保証するものではありません。また当該機関との取引等、何らかの行動を当行が勧誘するものではありません。

中智上海经济技术合作有限公司 中智日本企業倶楽部・智櫻会

グローバルにリードする人的資源総合サービスサプライヤーである中智は1987年、中央政府管理下の国有重点骨幹企業として設立されました。中智では現在、世界500強企業239社傘下の1057社や中国500強企業148社傘下の611社を含む全世界の企業7.6万社の企業やそこで勤めている202万名以上の中堅、上級技術者や管理者及び従業員へ人的資源の専門的サービスを提供しています。日系企業向けのサービスには中智日企倶楽部・智櫻会・中智日本サービスセンター・HR法務センターがあり、人事労務法務最新情報発信及びコンサル、人事アウトソーシング、日系企業の交流会等を提供しています。

君合の中国法コラム

中国『外商投資法』の概要及其の発効に伴う外商投資企業への影響

2019年3月15日、中国全国人民代表大会において、外資による中国投資に関する基本法となる『外商投資法』が可決した。2020年1月1日から施行される『外商投資法』は、外資による中国における投資活動に大きな影響を与えることが予想される。本稿では、『外商投資法』の概要、外商投資企業への実質的な影響などについて、以下のとおり考察する。

I. 『外商投資法』の概要及びポイント

『外商投資法』の主な内容は、外資が投資可能な範囲、外資による投資の促進・保護・管理、及び外資企業の法的責任等である。中でも特に注意が必要なポイントは以下のとおりである。

(1) 外資による「投資」の定義

『外商投資法』における「外資による投資(中国語:外商投資)」とは、外国の自然人、企業またはその他の組織による中国域内における直接的、または間接的な投資活動を指す。当該投資活動には、中国域内における会社の新設や、中国域内企業の株式、持分、財産持分、又はその他の類似する権益の取得(M&A)、中国域内での新規プロジェクトへの投資などが含まれている(第2条)。

(2) ネガティブリストによる管理、情報報告制度

外資によるネガティブリストの制限類(外資による参入が制限される業種)、禁止類(外資による参入が禁止される業種)に属さない業種への投資については、内資企業と同様に、商務部門による事前審査を受ける必要がなくなる(第28条)。なお、外資には、企業登記システムと企業信用情報公示システムを通じた商務局への投資情報の報告(情報報告制度)が義務付けられる(第34条)。

(3) 外資三法の廃止、会社法の適用

『外商投資法』第42条によると、同法の施行前までに中国域内の外資に関する主な法令であった『中外合弁企業法』、『外資法』、『中外合作企業法』(以下「外資三法」という)は廃止される。また同法第31条によると、同法の施行後、外資の組織形態、組織機構及び活動規則については、『会社法』、『パートナーシップ企業法』(中国語:『合伙企業法』)が適用される。

(4) 外資による投資の促進、外資に対する平等な待遇の約束

『外商投資法』では、外資による投資の積極的な促進、外資の合法的権益の保護が明確に規定されている。例えば、政府調達に係る競争入札への外資の公平な参加の保障(第16条)、知的財産権の厳格な保護(第22条)などが明記されている。

II. 外商投資企業に対する実質的な影響

外資三法の廃止及び『外商投資法』の施行は、外資三法に基づいて設立された中外合弁企業、中外合作企業及び外資(以下「三資企業」という)にそれぞれ異なった影響をもたらす。

(1) 中外合作企業は、『外商投資法』の施行後、存在しなくなる。既存の中外合作企業は2019年1月1日から5年の間(以下「過渡期」という)に『会社法』または『パートナーシップ企業法』に基づいて有限責任会社、株式有限会社またはパートナーシップ企業のいずれかに企業形態を変更する必要がある。

(2) 外資(独資、合弁を含む)については、元々『会社法』に基づき設立されているため、『外商投資法』の施行後も、特に影響はない。

(3) 中外合弁企業については、『中外合弁企業法』の廃止後、過渡期の間に、『会社法』に基づいて定款を修正し、組織機構及び管理方法等も準拠法に定める要件を満たすものに変更する必要がある。中外合弁企業は三資企業の中でも重要度が高く、また『外商投資法』施行の影響を大きく受ける企業形態であるため、下表のとおり『外商投資法』施行による主な影響をまとめておく。

	項目	『外商投資法』施行前	『外商投資法』施行後
1.	中国側株主に関する制限	中国籍の自然人は、新設された合弁会社の株主にはなれない。M&Aにより中外合弁会社となった中国国内会社の元自然人株主は、行政主観部門の認可を受けた上で引き続き合弁会社の中国側投資者(商務部令2009年第6号第54条)になることができる。	制限なし
2.	外資の出資比率	原則的に25%以上	制限なし
3.	最高意思決定機関	董事会	株主会
4.	董事の選任方法	各合弁当事者が任免する。	株主会は、従業員代表が務める董事以外の董事を選挙する。
5.	董事長・副董事長	合弁当事者の一方が董事長を選任し、もう一方が副董事長を選任する。	制限なし
6.	法定代表者	董事長	董事長／執行董事／總經理
7.	最高意思決定機関の重要事項決定における制限	法令により、董事会で 全会一致 での可決が要求される事項： ①定款の修正、②登録資本の増資・原始、③企業解散、④企業の合併・分割	三分の二以上の 議決権 を有する株主の承諾を得る必要がある事項： 同左(左の①～④に同じ)
8.	持分譲渡に関する制限	合弁当事者のうちいずれかが持分譲渡を行うにあたっては、その他の 全ての合弁当事者 の同意を得なければならない。	会社定款に別段の定めがある場合を除き、合弁当事者のいずれかが第三者に持分譲渡を行う場合、その他の 株主の過半数 の同意を得なければならない。
9.	利益配当に関する原則	登録資本における出資比率に応じて、利益を分配する。	払込済出資額の比率に応じて株主に利益を分配する。但し、その他の約定がある場合はこの限りでない。

Ⅲ. 今後の立法進捗を見守ることが必要

『外商投資法』が今後、外資三法に代わり、外資に関する統一された基本法となるが、『外商投資法』でカバーしきれない部分もいくつかある。例えば、外資による「間接投資」の定義、過渡期を過ぎた後も『外商投資法』に従って必要な修正を加えていない定款や合弁契約の条項の効力の有無、VIEスキーム(契約関係を通じて国内会社をコントロールして経営を行う投資方法)が外商投資に該当するか否か等の点についてはまだ明確になっていない。よって、今後も引き続き『外商投資法』に関する法律法規や政策文書の公布、及び政府部門が発表する「法解釈」などを注視して行く必要がある。

当資料は情報提供のみを目的として、君合律師事務所によって作成されたものであり、当行はその正確性を保証するものではありません。また当該機関との取引等、何らかの行動を当行が勧誘するものではありません。

謝均 君合律師事務所パートナー

君合律師事務所は中国、海外に事務所を持つ中国最大級の事務所で、国際法律連盟（ILASA）より連続で中国のベスト弁護士事務所金賞に選ばれている。謝均弁護士は、一橋大学法学研究院にて法学修士を取得後、日本の法律事務所勤務を経て2015年5月から君合律師事務所へ転籍。外商投資、再編撤退、労務管理、M&Aの分野に強い。



三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2019年4月)

- ニュースフォーカス No.4 2019
グレーターベイエリア発展計画綱要
http://rmb.bk.mufig.jp/files/topics/910_ext_02_0.pdf
業務開発室
- MUFG BK 中国月報 第158号(2019年4月)
<https://count.bk.mufig.jp/c/Ccl0jtgnxyo7euHde313f5dlid0jtgnzl21b3>
国際業務部
- MUFG BK CHINA WEEKLY 2019/3/27
<https://count.bk.mufig.jp/c/Ccl0jts3f0xcsnH6c9fb04blid0jts3gnsu2w>
国際業務部
- MUFG BK CHINA WEEKLY 2019/3/20
<https://count.bk.mufig.jp/c/Ccl0jtjdllkj3nH01496e2flid0jtjdn81vx7>
国際業務部

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全て顧客御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

MUFG バンク(中国) 有限公司 中国投資銀行部 中国調査室
北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先: 石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214